

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人天坂辰雄の上告趣意（昭和四八年八月三一日付上告趣意補充書による上告趣意を含む。）のうち、違憲をいう点は、原審において主張判断を経ていない事項に関するものであり、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない（常習賭博の罪についても、累犯加重の規定の適用があるものと解すべきである。）。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、本文のとおり決定する。

昭和四八年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根		小	郷
裁判官	天	野		武	一
裁判官	坂	本		吉	勝
裁判官	高	辻		正	己